

閲 覧 用

市と市議会による

「厚木基地に関する要望」と

国（防衛省南関東防衛局）からの回答

要請日 令和 7 年 7 月 3 1 日

回答日 令和 7 年 8 月 2 2 日付

問合せ先：綾瀬市基地政策課 電話 70－5604（直通）

厚木基地に関する要望書

本市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、人口8万4千人を超える首都圏のベッドタウンとして発展してきましたが、本市の将来推計人口では、令和22年には約7万7千人にまで減少すると見込んでおり、さらに高齢化率の急激な上昇や少子化の進行などに伴う様々な課題を抱えております。

こうした状況の中、令和3年度からの10年間にわたる市政運営の指針となる「綾瀬市総合計画2030」に基づき、様々な施策を進めております。

この総合計画では、基地問題を課題の一つに掲げ、厚木基地が航空機騒音や事故の不安など、市民生活に様々な影響を与えるとともに、市全体の約18%もの面積を占めて存在していることにより、まちづくりの大きな阻害要因となっていることから、「整理・縮小・返還」を基本姿勢とし、諸問題への対応を進めることとしています。

例えば、基地の存在により市内の東西道路網の整備が進まず、交通混雑の要因となっているほか、移転補償が行われている区域では、住宅地の中に空き地が点在し、地域活動や市のまちづくりに大きな影響を及ぼすなど、総合計画の理念である“つながる”の実現の障壁となっています。

騒音問題については、空母艦載機の移駐完了後も甚大な騒音を発するジェット戦闘機の飛来や、昼夜を問わず基地周辺で繰り返されるヘリコプターの周回飛行により解消されておられません。

自衛隊機の部品紛失や県内で相次いだ米軍ヘリコプターの予防着陸に、市民は不安を感じたところです。安全対策の徹底は言うまでもなく、こうした事案が発生した際には、原因を究明するとともに、再発防止策の丁寧な説明が求められます。

第一種区域等の見直しについては、前回の告示の際の課題を踏まえ、制度を改正するとともに、国の責任において住民説明会を開催するなど、市民の理解を十分得られるよう丁寧に説明し、進めることを求めます。

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、最近では日米や多国間での共同訓練に伴う整備拠点等として使用され、今後の厚木基地の運用や影響等を注視しているところですが、厚木基地の機能強化は到底容認できるものではありません。

しかし、基地問題の解決に繋がる返還には時間がかかることも事実であり、それまでの間は、地域の資源として活用できないか検討することを求めます。

これまでの対策を始め、市のまちづくりに寄与する新たな制度の検討も含め、各種の基地周辺対策がなされるよう、次の事項を速やかに実現されることを強く求めるものであります。

また、基地に係る情報提供については、自治体に対し速やかに行うことに併せ、市民生活に直結する事案は、国の責任において直接説明することを求めます。

綾瀬市及び綾瀬市議会におかれましては、厚木飛行場の安定的な使用に御理解と御協力を賜り感謝いたします。

厚木飛行場は、神奈川県の中核都市として都市化が進む綾瀬市域を含む地域に所在しており、綾瀬市民を始めとする周辺住民の方々に都市計画への制約や航空機騒音などの様々な御負担をおかけしていることは十分に承知しております。

当省としては、今後とも、厚木飛行場に関する諸課題の解決のため、貴市からの御要望を踏まえ、可能な限り努力してまいります。

先般、御要望いただいた「令和7年度厚木基地に関する要望書」について、以下のとおり回答します。

令和7年度要望

なお、日米地位協定については、締結後60年以上も改正されておらず、この間、原則国内法が適用されないことなど、様々な問題点が指摘されてきたことから、抜本的な見直しを図ることも併せて求めます。

回 答

1 厚木基地の整理・縮小・返還について

過密化した市街地に所在する他に類例のない厚木基地は、その運用により多種多様の問題を引き起こし、日夜市民に与える有形無形の被害は計り知れないものがある。

こうした状況から、厚木基地は移転すべきであり、基地機能の整理、縮小を推進し、早期返還を実現すること。

特に、移駐による人員の減少等により利用頻度の減少が考えられる次の施設について、即時返還を実現すること。

(1) 西門南側地区（50,000㎡）

基地が所在することにより発生している市内交通混雑の緩和対策と、綾瀬スマートインターチェンジの開通による交通量増加の対策として、主要地方道丸子・中山・茅ヶ崎線へ抜ける道路を整備したい。

(2) ピクニック・エリア（60,000㎡）

かねてから強く要望しているとおり、キャンプ施設や遊具が整った広場となっており、市民の健康増進を図るための憩いの場として、また、各種の催し物の会場として利用し、市の賑わいや市民福祉の増進を図りたい。

(3) ゴルフ場地区（390,000㎡）

市民のスポーツ、レクリエーションの場とすることにより、高齢化社会への対応も含めた、市民生活の向上を図りたい。

2 騒音対策について

(1) 空母艦載機着陸訓練を厚木基地で行わないこと

硫黄島で実施される空母艦載機の着陸訓練において、空母艦載機移駐後も、悪天候時等の予備施設として引き続き厚木基地等の使用が通告されている。

過去に着陸訓練が行われた際には、深刻な騒音被害を市内全域にもたらし、市民は、着陸訓練が実施される可能性があることに強い不安を抱いていることから、いかなる理由があっても厚木基地での着陸訓練を行わないこと。

また、硫黄島に代わる恒常的訓練施設については、早期に施設の整備を進め、速やかに運用を開始するとともに、適時適切な情報を提供すること。

(2) 飛行実態等に関する情報提供を行うこと

外来機を含む航空機の飛行に関する情報や基地所属機の配備状況、機種更新等の情報について国の責任において迅速かつ適切に提供すること。

1 について

厚木飛行場は、空母艦載機移駐後も海上自衛隊の航空部隊及び米海軍のヘリコプター部隊が引き続き使用している、日米同盟にとって重要な施設である。

米側からは、移駐後の厚木飛行場の施設については、今後、古くなった施設は取り壊され得るが、土地は引き続き維持されとの説明を受けている。

他方、かねてより、厚木飛行場の西門南側地区やピクニック・エリア等の返還について、貴市から強い御要請がなされていることは十分に承知しており、既に米側にも伝えているが、改めて米側に伝えてまいりたい。

当省としては、米海軍や海上自衛隊の運用等を踏まえつつ、貴市の具体的な計画や共同使用、日米交流事業、災害時における相互応援等に係る御意向を伺いながら、引き続き、綾瀬市、南関東防衛局、米側の担当者間で意見交換を行う場を設けるなど、対応してまいりたい。

2 (1) 及び (2) について

航空機騒音問題については、厚木飛行場周辺の皆様方にとって、深刻な問題であることは認識している。

空母艦載機着陸訓練（FCLP）の実施については、引き続き、硫黄島で実施されるものと認識しており、今後とも米側に対し、訓練を硫黄島において実施するよう求めてまいりたい。

当省としては、恒久的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設の確保は、我が国の安全保障上の重要な課題であると考えている。馬毛島における施設整備は、令和5年1月に島内における工事に着手しており、引き続き、早期に恒久的な施設を整備できるよう、取り組んでいるところである。

その実現に当たっては、地元の方々の御理解と御協力が重要であると認識している。御要望があった情報提供については、今後とも適切に対応してまいりたい。

令和7年度要望

(3) ヘリコプターの訓練による騒音等の解消を図ること

基地周辺地域において、ヘリコプターが長時間にわたり同一ルートを繰り返し飛行し、その振動と騒音は、市民に精神的苦痛と不安を与えている。

よって、ヘリコプターの飛行訓練による、振動と騒音の発生に対し、早急に訓練の見直し等を行い市民の負担解消を図ること。

また、ヘリコプターの運用について、十分な情報提供をすること。

(4) 「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」を全面的に見直すこと

空母艦載機移駐により、騒音の少ない環境に改善されつつあるが、厚木基地は引き続き航空基地としての運用が行われることから、本軽減措置が重要なものであることに変わりはない。

都市化が進み、過密化した本市の現状は、もはや本軽減措置合意当時とは大きく状況が異なっていることから、全面的な見直しが必要である。

よって、特に次の事項について早急に改正及び徹底すること。

ア 児童・生徒の成長に大きな影響を及ぼす学校行事や入学試験時期などのほか、市民行事が行われる日の飛行活動は禁止する。特に、小・中学校の入学式や卒業式では、一切の飛行を自粛すること。

イ 市民の大切な休息を妨げることのないよう、土・日曜日、国民の祝日及び年末年始の飛行活動は禁止すること。

ウ 市民が憩いの時間帯を静穏に過ごすため、飛行活動に関する時間制限を18時から翌朝8時までの間に改めること。

2（3）について

空母艦載機の岩国飛行場への移駐後においても海上自衛隊の航空部隊や米海軍のヘリコプター部隊等が引き続き使用しているところであり、騒音による基地周辺への影響の配慮は引き続き重要な課題の一つと認識している。

ヘリコプターの騒音を含む厚木飛行場周辺の航空機騒音については、同飛行場周辺住民の方々にとって深刻な問題であると認識しており、米軍に対し、周辺住民の方々からの航空機騒音に係る苦情を伝えつつ、同住民の方々への航空機騒音の影響に可能な限り配慮するよう要請してきているところである。

米軍からは、飛行場の上空のみで旋回等を行うことは、その他の航空機の運航との関係から、安全上の問題があるとの説明を受けており、非常に難しい面があるものの、当省としては、今後とも機会あるごとにヘリコプターを含む航空機の運用による周辺住民の方々への影響を可能な限り軽減するよう米軍に申し入れてまいりたい。

また、御要望のあった情報提供については、米側から提供できる情報が得られた場合には、貴市を始めとする関係自治体の皆様に速やかにお知らせしてまいりたい。

2（4）ア、イ及びウについて

平成30年3月に空母艦載機の岩国飛行場への移駐が完了し、厚木飛行場の騒音状況については、移駐前と移駐後を比較し、相当程度低減していることを確認しているが、移駐後においても海上自衛隊の航空部隊や米海軍のヘリコプター部隊等が引き続き使用していることから、騒音による基地周辺への影響の配慮は引き続き重要な課題の一つと認識している。

他方、現在の航空機騒音規制措置は、周辺住民の方々への御負担をできる限り軽減するという課題と、日米安保条約の目的を達成するために米軍の運用上必要な活動を確保するという課題との間で、日米両政府が最大限努力した結果を取りまとめたものであることを御理解願いたい。

当省としては、累次の機会に米軍に対し、運用上やむを得ない場合でも、周辺住民の方々への影響が最小限となるよう配慮されたい旨要請しており、飛行に際しては、土・日曜日を始め、国民の祝日、盆、年末年始、入学試験等地元の重要な行事に配慮するよう、機会あるごとに要請している。

令和7年度要望

エ 軽減措置で規定されている、厚木海軍飛行場が定めたヘリコプターの発着ルートを一明らかにすること。

オ 軽減措置で規定されている「騒音抑制に関するすべての様相」について、広報活動を積極的に行うこと。

カ 軽減措置で規定されている「過去12カ月間の厚木海軍飛行場における四半期毎の平均月間離着陸回数」について明らかにすること。

2 (4) エについて

騒音規制措置については、「ヘリコプターは、厚木海軍飛行場が設定した発着ルート
を飛行する。」旨日米合意されている。その上で、米軍は、訓練等の詳細について、運
用上の理由から公にできないとの立場にあるが、当省としては、引き続き、米軍に対し
、ヘリコプターの飛行を含め騒音規制措置を遵守し、周辺住民の方々への騒音の影響を
軽減するよう、配慮を求めてまいりたい。

2 (4) オについて

騒音の抑制に係る広報活動については、例えば、空母艦載機着陸訓練を硫黄島で実施
することについて、日米双方が広報活動をするなどの取組を行っている。

2 (4) カについて

管制回数は、離着陸回数とは必ずしも一致するものではないが、海上自衛隊は、厚木
飛行場の管制業務を行っており、同飛行場を利用する航空機に係る令和6年度の管制回
数は以下のとおりである。

令和6年	4月：2,458回（1,336回）
	5月：3,213回（1,551回）
	6月：2,667回（1,025回）
	7月：2,025回（823回）
	8月：1,884回（951回）
	9月：2,398回（867回）
	10月：2,270回（914回）
	11月：2,507回（1,004回）
	12月：2,226回（996回）
令和7年	1月：2,416回（1,294回）
	2月：2,577回（1,318回）
	3月：2,366回（1,122回）

※（ ）内は米軍機等に係る管制回数で内数

（参考）「管制回数」とは、飛行場に離着陸する航空機及び飛行場近傍を通過する航
空機などに対して、管制上対応した回数である。

令和7年度要望

キ 騒音軽減措置における「運用上の必要に応じ」などの除外規定については、事故防止上やむを得ない場合など、除外される場合を明確にし、限定すること。

ク 低空飛行に対する不安や騒音に対する声が寄せられていることから、飛行速度及び高度を具体的に定めること。

3 市民の安全対策について

(1) 航空機の安全対策を徹底すること

過密化した市街地上空での航空機の飛行は、騒音被害にとどまらず、部品落下事故に対する不安など、市民生活に重大な影響を与えている。

これまで、綾瀬市内においても、航空機からの部品落下により、家屋の破損が起きるなど、一つ間違えれば大惨事となる重大な事故が発生している。

航空機の十分な整備、点検やパイロットの安全教育はもちろんのこと、飛行方法等の再検討を行うなど、再発防止と徹底した安全対策を講じること。

また、事故が起きた場合は、速やかに情報提供と事故原因の究明を行い、安全対策が確立されるまでの間、飛行は停止すること。

なお、被害者に対する補償については国が責任を持って対応するとともに、事故原因及び再発防止策を速やかに公表すること。

2 (4) キ及びクについて

現在の航空機騒音規制措置は、周辺住民の方々への御負担をできる限り軽減するという課題と、日米安保条約の目的を達成するために米軍の運用上必要な活動を確保するという課題との間で、日米両政府が最大限努力した結果を取りまとめたものであることを御理解願いたい。

米軍機の飛行訓練は、日米安保条約の目的達成のために極めて重要なものであるが、他方で、米軍は、全く自由に訓練を行ってよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきであることは、当然のことと認識している。

当省としては、米側に対し、引き続き、米軍機の飛行訓練に際しては、安全面に最大限配慮し、地域住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけてまいりたい。

3 (1) について

自衛隊・米軍を問わず、航空機の運用に際しては、安全の確保が大前提であり、航空機の事故等は地域の方々に大きな不安を与えるものであり、あってはならないと認識している。

自衛隊機の運用については、日頃から航空機の運航、整備、隊員の教育の観点等から様々な対策を講じているところであり、引き続き、安全の確保に万全を期していく考えである。

また、米側に対しては、累次の機会に、機体の点検・整備の確実な実施、安全管理の徹底等について申し入れており、引き続き、米軍機の運用に際しては、安全面に最大限配慮するよう求めてまいりたい。

なお、万が一、航空機の事故等が発生した場合には、速やかに地元自治体等に情報提供するなど、引き続き適切に対応してまいりたい。

令和7年度要望

(2) 米軍人等による犯罪・迷惑行為を防止すること

米軍人等による犯罪や迷惑行為を防止するため、関係者に対する教育、綱紀粛正の徹底を図り、再発防止に引き続き努めるとともに、その具体的な対策等について情報を提供すること。

また、速やかな事件・事故の捜査を行えるようにするとともに、公務外での事件事故による被害についても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置すること。

(3) 感染症発生時における情報提供を行うこと

感染症発生時における情報提供及び必要な措置のあり方について検討、措置を行い、米軍構成員等の感染症に関する情報を的確に把握し、速やかな情報提供と必要な連携を講じること。

3 (2) について

米軍においては、責任ある行動をとるよう指導するとともに、夜間外出禁止や基地外における飲酒規制など勤務時間外行動の指針（リバティ制度）を策定するなど、事件・事故の未然防止に取り組んでいるものと承知している。

事件・事故はあってはならず、未然防止に努めることは非常に重要なことと考えており、当省としては、機会あるごとに米軍に対し、綱紀肅正や隊員の教育の徹底について申し入れを行っているところである。今後とも引き続き、米側に対し働きかけてまいりたい。

その上で、万が一、事件・事故が発生し、損害が生じた場合には、日米地位協定等に基づき、適切に対応してまいりたい。

また、公務外の事件・事故により損害が生じた場合は、原則として加害者が賠償責任を負い、当事者間の示談による解決が追求されることになるが、示談が困難な場合には、日米地位協定第18条第6項の規定による対応がとられることとなる。

3 (3) について

在日米軍施設・区域内で感染事案が発生した際には、関係省庁と連携しつつ、日米合同委員会の下に設置されている「検疫・保健分科委員会」の枠組みを活用しながら、引き続き、日米間で連携して適切に対応してまいりたい。

令和7年度要望

(4) 基地内の環境保全の対策について情報提供を行うこと

基地内で環境に影響を及ぼす物質を含む物品、製品を保有している場合には、漏出等の事故を起こさないよう管理を徹底し、万が一事故が発生した際の対応や、保管、処理、運搬などの状況について迅速な情報提供及び公開をするとともに、市が希望する環境保全に関する事項の調査のための立ち入りを許可するよう米側へ働きかけること。

3 (4) について

環境に影響を及ぼす物質の漏出はあってはならないものであり、防衛省としては、引き続き米側に対し、施設の安全管理の徹底とともに、万が一漏出事案が発生した場合には、速やかな情報提供等がなされるよう米側に求めてまいりたい。

また、2015年の環境補足協定及び日米合同委員会合意では、「環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合」、米側からの通報を受けて、日本国政府、都道府県又は市町村は、地方防衛局等を通じて、現地視察を行うための立入申請を行うことができるとなっている。

この環境補足協定に基づく措置のほか、日本側として環境汚染を疑う場合に、米側に調査要請等を行うことを可能とする日米合同委員会合意も存在しており、こうした既存の枠組みも踏まえつつ、引き続き、関係自治体及び関係省庁と連携しながら、米側としっかり議論してまいりたい。

令和7年度要望

(5) 基地内の調整池・排水設備を早期に完成させること

蓼川下流域での浸水被害の防止に向け、基地内で計画された2箇所の調整池のうち、現在整備中の右岸中流域の調整池についても早期に完成させること。

(6) ゴルフボール飛び出し事故を防止すること

ゴルフ場における防球ネットの嵩上げや、施設の管理等の対策により改善は図られているが、依然ゴルフボール飛び出し事故が発生している。

飛び出し事故が皆無となるよう引き続き対策を講じること。

(7) 燃料貯蔵施設等の適正な維持管理・事故防止の徹底を図ること

燃料貯蔵施設等における危険物の保管については、事故防止の徹底と施設の維持管理に万全の措置を講じること。

3 (5) について

御要望の蓼川下流域での浸水被害防止に係る治水対策については、厚木飛行場内の雨水排水施設整備の一環として蓼川中流域及び下流域に調整池を整備することで対応することとしている。

本件に係る貴市の強い要望を踏まえ、下流域の調整池については、平成28年6月末に、完成したところであり、同調整池に接続する排水施設については、令和3年2月末に完成したところである。

また、右岸中流域の調整池については、現在、擁壁のブロック積みを実施中であり、現段階においては、令和8年12月に調整池工事は完成する予定である。

引き続き、早期の整備完了に向けて努力してまいりたい。

3 (6) について

ゴルフボールの飛出し防止及び周辺地域住民の安全確保については、これまでに、当省及び米軍において防球ネットの嵩上げ工事等を実施するなど安全対策に努めており、当省としては、今後とも引き続き、米軍に対し、ゴルフ場における安全対策を徹底し、周辺住民の安全に最大限配慮するよう求めてまいりたい。

3 (7) について

燃料貯蔵施設における危険物の保管については、事故防止及び防災上の観点から、米軍は適切な維持管理に努めているものと承知している。

当省としても、米軍に対し、安全対策及び維持管理について万全を期すよう今後とも申し入れてまいりたい。

4 住宅防音工事について

厚木基地を離着陸する航空機による騒音被害は、市内全域に及んでおり、騒音の発生源に対する抜本的な方策が講じられない以上、住宅防音工事が、航空機騒音の被害への唯一の対策であり、市民にとって最低限必要な屋内環境を保持するものであることから、住宅防音工事の推進に積極的に取り組むこと。

(1) 対象区域・対象年次の適正な見直しを行うこと

防音工事対象区域について、現在、市内の一部地域が対象区域となっていないが、厚木基地を離着陸する航空機は、広く本市上空を飛行しており、その騒音は市民の日常生活に大きな負担となっている。

よって、この状況を考慮し、市内全域の全住宅を住宅防音工事対象とするよう制度を改正すること。

また、第一種区域の指定に係る値を、現行の75WECPNL（Lden62デシベル）から「航空機騒音に係る環境基準」を遵守した70WECPNL（Lden57デシベル）に改めること。

防音工事の対象となる住宅の建築年次について、現状の対象年次の設定では、騒音被害に対する対策に格差が生じ、不平等な状態となっている。

これらの状況を是正し、市民が十分納得する施策を講じること。

4 (1) について

平成30年3月に空母艦載機の岩国飛行場への移駐が完了し、厚木飛行場の騒音状況については、移駐前と移駐後を比較し、相当程度低減していることを確認しているが、貴市のように厚木飛行場に近い地域については、空母艦載機移駐後においても、海上自衛隊の航空機及び米海軍ヘリ部隊等が引き続き使用することによる騒音が発生していると認識している。

綾瀬市域における住宅防音工事については、初めて防音工事を希望する世帯に対してはおおむね完了しているところであるが、引き続き、住宅防音工事の促進に努めてまいりたい。

また、防衛省としては、環境基本法に基づき定められた「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）の趣旨を踏まえ、航空機が発する音響の強度、発生回数及び発生時刻など、1日の全ての騒音レベル等を考慮した基準（Lden、WECPNL）で評価し、屋外の騒音状況に応じ、屋内の環境を改善することを目的として、75W（Lden62デシベル）以上の区域において屋内で60W（Lden47デシベル）以下となるよう、助成の措置をとっていることを御理解願いたい。

なお、厚木飛行場周辺においては、これまでに航空機騒音自動測定装置23台（うち綾瀬市4台）を設置してきたところ、綾瀬市内の騒音測定（令6.4～令7.3）の騒音値は、区域指定のための基準値を下回っている状況であり、現時点で第一種区域等を拡大する状況ではないが、引き続き騒音状況等の把握に努めてまいりたい。

また、告示後住宅のいわゆるドーナツ化については、今後の第一種区域等の見直しに当たっては、指定再告示方式により新たな区域内の新たな告示日時点までに建設された住宅をすべて対象とする考えである。

また、従来、区域見直しを実施した施設においては、区域が解除される時点において補助の対象となっている住宅に対し、一定の期間を設け、経過措置を講じてきたところである。今後の区域見直しにおいても経過措置を講ずる考えである。

令和 7 年度要望

(2) 第Ⅰ工法化への改善及び外郭防音工事の助成対象を拡大すること

第一種区域内の施工方法については、すべて第Ⅰ工法、全室施工を図られるとともに、外郭防音工事については、より大きな防音効果が期待できることから、対象区域等を拡大すること。

4 (2) について

「すべて第Ⅰ工法」について

住宅防音工事については、環境基本法に基づき定められた「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）の趣旨を踏まえ、75W以上の区域において屋内で60W以下となるよう、屋外の騒音状況に応じ、技術的に十分検討の上、定めた工法により、必要な防音工事を行うこととしており、80W以上の区域と75W以上80W未満の区域とでは工法が異なることを御理解願いたい。

「全室施工」及び「外郭防音工事の助成対象を拡大すること」について

外郭防音工事については、地元要望等を踏まえ、屋内環境の保全をより一層確保するため、特に騒音の著しい85W以上の区域において、居住人数に関わらず、住宅の家屋全体を対象に実施しているところである。

外郭防音工事の対象範囲の拡大については、今後の第一種区域見直しに伴い、新たに区域内となる全ての住宅に外郭防音工事の対象を拡大して実施する考えである。

令和7年度要望

(3) 空気調和機器・防音建具機能復旧工事を速やかに実施すること

空気調和機器・防音建具の機能復旧工事について必要な予算措置を図り、希望届提出後速やかに工事を実施すること。

また、機能復旧工事が行われて10年以上経過した世帯に対する二回目以降の機能復旧工事を実施すること。

(4) 事務所等の建物も防音工事の対象とすること

事務所、事業所、店舗等についても航空機騒音により労働環境の悪化を招いているばかりでなく、事業活動にも影響を及ぼしている。

よって、これらの防音工事については、当面、第二種区域内を助成対象とし、順次、第一種区域内についても対象とすること。

4 (3) について

厚木飛行場における空気調和機器機能復旧工事については、令和7年3月下旬まで提出された希望届分について、同年4月末に交付申込書を配付したところである。

引き続き、地元からのご要望に沿えるよう、防音建具機能復旧工事についても、令和7年度末までを目途に待機世帯を解消するよう努めてまいりたい。

また、機能復旧工事が行われて10年以上経過した世帯に対する機能復旧工事の実施については、まずは、1回目の機能復旧工事の促進に努めていることをご理解願いたい。

4 (4) について

今後の第一種区域の見直しに伴い、新たに工事対象となる全ての住宅について、外郭防音工事で実施する考えであり、住宅に併設されている事務所や店舗部分についても、居住者等の使い勝手等を踏まえた住宅環境を確保できるよう、ユーティリティー部分と同様に防音工事の範囲として取り扱うことを検討している。

5 防衛施設周辺対策事業等について

(1) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく対策事業等について

ア 障害防止工事、民生安定事業等関連事業予算増額を行うこと

申請事業の完全採択及び事業費の全額国庫負担を実現するとともに、その後の維持管理費についても特段の措置を講じること。

5 (1) アについて

「予算の増額、申請事業の完全採択」について

今後とも障害の実態を踏まえ、その防止、軽減又は緩和のための施策を実施する考えであり、御要望に沿えるよう、引き続き、所要額の確保等に向け可能な限り努力してまいりたい。

「事業費の全額国庫負担」について

障害防止事業については、補助の割合を原則として10分の10としているが、障害の発生が自衛隊等以外の者の行為にも帰せられる場合、又は補助に係る工事が補助事業者を利する場合には補助の割合を減じているところであり、この場合、全額を国庫負担とすることは困難であることを御理解願いたい。

また、民生安定事業についても、地方公共団体が防衛施設の設置・運用による障害の緩和に資するため、生活環境施設等の整備を行うときに、その費用の一部を補助しているものであり、全額国庫負担とすることは困難であることを御理解願いたい。

「維持管理費の助成」について

補助事業により整備を行った施設の維持管理については、本来、その施設の管理者が行うべきものと考えている。

他方、防音工事を実施した義務教育施設等を対象に、空気調和設備の稼働に要する電気料金等について、その一部を防音事業関連維持事業として助成の措置を講じているところである。

また、民生安定事業において、非常時の電源確保の観点から、太陽光発電システムの設置に係る経費に対する補助を行っており、電気料金等の維持管理費の負担軽減にも資するものと考えているところであり、できる限りの施策を実施していることを御理解願いたい。

令和7年度要望

イ 機能復旧工事について設置当初の復旧を補助対象とすること

障害防止工事、民生安定事業により整備を行った空気調和機器・防音建具等の機能復旧について、航空機騒音が変化した場合でも設置当初と同様の機能への復旧を補助対象とすること。

ウ 老朽化した民生安定施設の改修工事に対する助成拡充を行うこと

一部の施設について制度化されているが、対象の拡大や補助率の引き上げ等、制度を拡充すること。

5（1）イについて

防音事業については、現に生じている障害の程度に応じた防音量を確保するための工事を行うものであることから、機能復旧工事を設置当初と同様の仕様で実施することは困難であることを御理解願いたい。

5（1）ウについて

「対象の拡大」について

民生安定施設における改修工事については、従来より、環境整備法施行令（昭和49年政令第228号）第12条に規定する老人福祉センター、公民館及び図書館等を助成の対象としてきたところであり、さらに地元要望を踏まえ、平成23年から平成25年度に、公園、緑地、農林漁業用の研修施設、市町村庁舎の改修工事を加え、平成27年度には、幼保連携型認定こども園、平成28年度には消防庁舎の改修工事、令和6年度には15項目の消防車両等を新たに追加し、助成対象施設の拡大を行ったところである。

「補助率の引き上げ等」について

近年の定額補助により整備された施設は、事業費に対し補助額がかなり低い額となる事例も多くなっていることを踏まえ、令和7年度から、定額補助から定率補助にするため、制度改正を行ったところである。

今後とも、周辺対策の実施に当たっては、地元自治体等の御意見等を十分に伺うとともに、障害の実態等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えている。

令和7年度要望

エ 特定防衛施設周辺整備調整交付金の確保を行うこと

基地が所在することによる周辺地域への影響を加味し、十分な周辺対策が行われるよう、引き続き予算を確保すること。

オ 本市が実施している騒音測定に係る費用の補助交付を行うこと

特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。

カ 新たな周辺対策を検討すること

航空機騒音だけでなく、基地が所在することによる、まちづくりへの影響を検証し、これまでとは異なった新たな周辺対策を検討すること。

特に学校については、児童・生徒の教育の場に留まらず、国としても部活動の地域移行やコミュニティスクールをはじめ地域住民に開かれた施設への転換を推進しており、また地域住民の防災を担う拠点であることから、民生安定施設整備事業の対象施設に加えるとともに、厚木基地を抱える自治体としての負担を考慮し、一般助成の新規採択件数を増やすこと。

また、市民への騒音に対する施策についても、市民が十分に納得できるような施策を講じること。

5 (1) エについて

特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでも所要額の確保に努めてきたところであり、その交付に際しては、厚木飛行場を含む全国の特設防衛施設における運用の実態及び運用の態様の変更等を十分考慮しながら、今後とも、適切に対応してまいりたいと考えている。

5 (1) オについて

騒音測定に要する経費の補助金の負担については、現行制度の下では困難であることを御理解願いたい。

いずれにせよ、当省としては、厚木飛行場周辺における航空機騒音の実態の把握に努め、適切に対応してまいりたいと考えている。

5 (1) カについて

周辺対策事業については、これまでも貴市の要望を踏まえ積極的に実施してきたところであるが、今後のまちづくりに係る新たなニーズ等について、貴市から具体的な要望をお伺いした上で、障害の実態等に応じ、適切に対応してまいりたい。

小中学校は、防衛施設の有無に拘わらず義務教育のため設置されるものであり、生活環境施設ではないとの整理された経緯により、追加することは困難であることをご理解願いたい。

また、新規採択件数の増については、限られた予算を有効活用するとの観点から、毎年度における予算や各基地の状況を見て適切に対応してまいりたい。

(2) 防音施設の維持管理費について

保育園及び小・中学校に係る防音施設の維持管理費について、平成 28 年に制度の見直しが行われ、防音工事、機能復旧が行われる際の騒音の程度により、維持管理費の措置がされない制度となっている。厚木基地周辺の保育・教育施設は、航空機騒音を防ぐため、必要以上の空調機器の使用を強いられ、維持費の負担が大きくなっている。

よって、空調設備の維持管理費に関して、騒音の程度によらず、従来どおり措置すること。

また、住宅については、生活保護世帯を対象とされているが、さらに、市民税非課税世帯まで対象を拡大し、以後、段階的に対象を拡大するとともに、その他の公共施設についても対象とすること。

太陽光発電システムの導入は、住宅防音工事で設置した空気調和機器の電気料金の負担軽減となり、さらには、節電及びCO₂排出量の削減にも繋がるため、同システムの設置事業を早期に制度化し、実施すること。

5 (2) について

「防音施設の維持管理費について」

防音事業関連維持事業については、平成28年に制度の見直しを行い、3級及び4級の防音機能復旧工事（空調復旧工事）の補助率を引き上げるとともに、3級及び4級に限り、防音工事（空調復旧工事を含む。）により新たに設置した空調設備の維持費は補助対象外としたところである。

他方、既設空調機より省エネタイプの空調機を設置することによりランニングコストが一定程度軽減でき、また、防音機能復旧工事（空調復旧工事）の補助率の引き上げによりイニシャルコストが軽減されるほか、既に制度化している太陽光発電システムを設置することにより、電気料金等の負担を軽減できることから、補助事業者の財政負担は軽減されると考えている。

住宅防音工事により設置した空気調和機器の使用に伴う夏場の電気料金等が生活保護世帯等の方々にとって所要の屋内環境の保持を図る上で当該料金が大きな負担となっていることに鑑みて、生活保護世帯等の方々に限定して、夏場における空気調和機器の使用に伴う電気料金等について予算補助により助成の措置を講じていることを御理解願いたい。

また、防音事業関連維持事業は、対象施設を小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園、保育所等に限定した施策であることを御理解願いたい。

なお、民生安定事業において、非常時の電源確保の観点から、太陽光発電システムの設置に係る経費に対し補助を行っているところである。

「太陽光発電システム」について

太陽光発電システムの助成については、一定の地域に集中して設置した場合の配電系統への影響があることや、住宅状況によっては同システムが設置困難な場合があり、助成について不公平が生じる可能性があることなどの状況に鑑み、制度化は困難な状況である。引き続き、技術的動向等について注視してまいる考えである。

(3) NHK放送受信料の助成について

NHK放送受信料の助成事業は、航空機騒音がテレビ放送の「聴取障害」を引き起こすことへの対策であるという趣旨に鑑み、引き続き基地近傍地域で真に必要なとする世帯に対して助成を継続させるよう取り組むこと。

6 今後の移転補償事業・移転補償跡地について

第二種区域内での移転補償が進み、住宅地の中に多くの移転跡地が点在している。

こうした状況は、地域社会の活動や、市のまちづくりへの大きな阻害要因となっている。

よって、移転跡地の利活用を踏まえた、移転補償の在り方について検討すること。

維持管理については、草刈などを適正に行うとともに雑草の繁茂防止に効果が高い防草シートの全面設置を早期に行うこと。

また、移転跡地の無償使用については、地元住民の要望を考慮し、柔軟に対応すること。

さらに、第二種区域の指定による区域内の土地にかかる固定資産評価額の下落や国が取得した土地の非課税化に伴う固定資産税及び市民の市外転出による市民税の減収について、移転補償が進んだことによりその影響は無視できないものとなっている。

市税の減収に対する財源補填措置を早急に講じること。

5 (3) について

防衛施設周辺放送受信事業については、平成30年8月末をもって住宅防音工事を実施した世帯等の助成を終了するなど見直しを行ったが、住宅防音工事を実施していない世帯については、引き続き、放送受信料の半額相当の補助金を交付している。

また、真に補助を必要とする世帯を対象とするため、飛行場等の航空機騒音の実態を反映した区域（令和5年度以降に指定された第1種区域（住宅防音工事対象区域））を助成対象とする指定基準の見直しを行ったところである。

6 について

移転措置事業は、飛行場周辺で航空機の音響に起因する障害が特に著しい区域について、環境整備法第5条に基づく第二種区域に指定し、当該区域の指定の際、現に所在する建物等についての補償等を実施する制度であり、所有者からの申し出を受けて実施するものである。

その上で、移転措置事業にかかる具体的な御意見や御要望があれば、ご相談いただきたい。

移転跡地である周辺財産の管理に関しては、既に今年度の除草工事の契約を締結し、速やかに着手したところであり、引き続き適切に行いたい。

防草シートの設置については、これまでも可能な範囲において設置を行っており、今後も適切に対応していきたい。

また、無償使用許可については、関係法令に基づき、可能な限り貴市のご要望に則した利活用ができるよう努めてまいりたい。

なお、御要望の市税の減収に対する財源補填措置については、本省にも報告したところである。

7 第一種区域等の見直しについて

(1) 区域の指定及び住民への説明について

区域の指定にあたっては、飛行訓練等の時期的な集中度合、住宅の密集度等の実態も考慮するとともに、前回の告示の際に課題となった告示後住宅や地域の分断等が生じないように、制度改正を行うこと。

また、第一種区域等の見直しに関する情報については、国から適時適切に市に対し情報提供するとともに、市民に対しては国の責任において住民説明会を実施するなど丁寧な説明を行うこと。

7（1）について

第一種区域等の指定にあたっては、騒音度調査の結果に基づき作成した騒音コンターをもとに、住宅の所在状況や道路、河川等の周辺の状況などを考慮しつつ指定している。

また、現在進めている第一種区域等の見直しにおいては、測定状況を報道機関に公開するなど丁寧な対応に努めている。

いずれにしても、調査結果がまとまり次第、その内容も踏まえつつ、住民への周知方法について関係自治体へよく説明してまいりたい。

(2) 移転措置事業について

第二種区域における移転措置事業については、その事業の在り方を抜本的に見直すとともに、第一種区域等の見直しに伴い、第二種区域から外れた場合において、区域外となった移転跡地については、迅速かつ適正な措置を講じること。

(3) 区域見直し後の周辺環境対策について

厚木基地が所在することにより市民に与えている様々な負担を考慮し、区域見直し後も、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく交付金等、国が実施している負担軽減策について、改善・拡充に努めること。

7（2）について

移転措置事業は、飛行場周辺で航空機の音響に起因する障害が特に著しい区域について、環境整備法第5条に基づく第二種区域に指定し、当該区域の指定の際、現に所在する建物等についての補償等を実施する制度であり、所有者からの申し出を受けて実施するものである。

その上で、移転措置事業にかかる具体的な御意見や御要望があれば、ご相談いただきたい。

飛行場等周辺の移転跡地である、いわゆる周辺財産については、区域の見直しにより第二種区域外となった場合は、財務省に引き継ぐことになる。

今後引継ぐことになった土地については、貴市の御要望を財務省に伝えるなど、適切に対応してまいりたいと考えている。

7（3）について

防衛省においては、従来から、防衛施設と周辺地域との調和を図るため、環境整備法に基づき、防衛施設の設置又は運用により生じる障害の防止や影響の緩和などのため各種施策の実施に努めるとともに、地元の御要望に沿えるよう施策の拡充を行っているところである。

今後とも、綾瀬市からの具体的な計画を伺いながら、障害の実態等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えている。

8 基地交付金及び調整交付金の交付額の引き上げ等について

(1) 基地交付金の引き上げについて

基地交付金は、これまで3年毎に増額されているが、依然として固定資産税との較差是正には至っていないため、毎年見直しを図り固定資産税相当額を交付するよう予算を確保すること。

(2) 基地交付金の対象資産について

基地交付金の対象資産については、現在対象外となっている自衛隊の使用する施設及び厚木飛行場周辺において国が買い入れた土地を加え、提供財産との均衡を図ること。

(3) 国有財産台帳価格について

国有財産台帳価格については、近傍類似地域の固定資産評価額との較差を是正するとともに、基地内に新たな施設を建設した場合は、早急に日米地位協定に基づく提供合意をし、速やかに記載すること。

(4) 大規模施設の提供について

大規模な施設の提供が見込まれる場合は、他市町村の交付金に影響を与えないよう、別途予算を確保すること。

(5) 調整交付金について

調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置による税制上の損失について、全額補填されるよう予算を増額すること。

(6) 交付金の算定方法等の明示について

交付金を算出する際の算定方法及び分配率を具体的に明示すること。

(7) 硫黄島に派遣されている自衛隊員の市民税分について

硫黄島に派遣されている自衛隊員の市民税分について、新たな財源補填措置を講じること。

8（１）、（２）、（４）～（７）について

基地交付金及び調整交付金については、総務省の所管であるが、御要望については本省を通じ総務省へお伝えしてまいりたい。

8（３）について

国有財産台帳価格については、国有財産法施行令第２１条に基づき取得価格で登録されているものであり、土地の価格改定については、財務省において、同法施行令第２３条に基づき、財務大臣の定めるところにより評価された評価額により適正に改定しているところである。

また、新たに整備された施設については、米軍への提供に係る手続き等を速やかに行うよう引き続き努力してまいりたい。

9 基地との新たな関わりについて

基地が存在する間は、基地を地域の資源として活用するため、市・米側・国とで次の事項の実現に向けた協議の場の設置について尽力すること。

(1) 共同使用について

共同使用により市民に開放された場合は、基地内住民との交流の機会が生まれ、市民が身近に多様な文化と接することができ、米軍人を含む多くの米軍関係者にとっても、身近に多様な文化と接することができると考えられるため、ピクニック・エリアについて共同使用を実現すること。

また、綾瀬市を代表するようなイベントを、基地内住民と基地内で共同で実施することで、広大な面積を誇る土地を使うことによりイベントの幅がより広がり、また、日米の文化を共に学び、相互の理解・交流が図られるため、基地の一部開放等を実現すること。

(2) 日米交流事業の推進について

基地内の住民と市民の相互理解の促進を図るため、日米交流事業について支援すること。

(3) 災害時における相互応援について

災害時に市民の生命、財産を守り、安全を確保するため、在日米軍との相互応援が実施できるよう日米両国間で包括的な取り決めに措置すること。

また、取り決めに基つき、災害発生時に飲食料などをはじめとする必要な資機材の相互応援、災害用資機材の保管場所や広域避難場所、被災者の一時受け入れ場所等としての基地の一部使用や、基地内への避難者の受け入れ要領策定や基地内への避難訓練を行えるよう支援すること。

9 (1) について

当省としては、米海軍や海上自衛隊の運用等を踏まえつつ、基地施設の活用を含む貴市の具体的な計画や共同使用に係る御意向を考慮しながら、引き続き、綾瀬市、南関東防衛局、米側の担当者間で意見交換を行う場を設けるなど、対応してまいりたい。

9 (2) について

日米交流事業については、米軍関係者と市民の相互理解を促進するために必要であるとの認識の下、当省としても、貴市から具体的な要望を伺った上で、米側と調整を行う等、必要な支援を行ってまいりたい。

9 (3) について

災害時において、自治体と米軍が相互応援を図ることは、市民の方々の生命及び安全を守る上でも重要であり、当省としても、貴市の御要望を踏まえつつ、米軍と調整を行う等、必要な支援を行ってまいりたい。